

別 紙

答申第35号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった開示請求を却下する決定を取り消し、本件開示請求に係る個人情報情報を特定した上で、改めて島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）の規定により開示決定等をすべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成29年12月12日に本件審査請求人より条例第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）があった。
- (2) 本件請求の内容は、「平成29年10月5日開催の公安委員会定例会議において、実施機関の構成員として、〇〇公安委員は『（2）行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決（案）』の議事において、現場の『職権検証』をしたとされるので、この際の『検証結果記録書』」である。
- (3) この請求に対して、実施機関は、平成30年2月16日付けで、その請求内容から文書の特特定が困難であるとして書面により補正を求めた。
- (4) 実施機関は、平成30年3月19日付けで、補正期限である平成30年3月12日を経過しても補正が行われず、補正に応じる意思表示もなされなかったことを理由に本件請求を却下する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (5) 審査請求人は、この決定を不服として平成30年3月22日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (6) 諮問実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、平成30年5月18日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求の趣旨
本件処分の取り消しを求める。
- (2) 審査請求の理由
審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。
 - ア 個人情報開示請求書の開示請求に係る個人情報の内容欄には、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」ことを記録した文書を特定して請求している。
社会通念上これだけの文書特定条件を備えている場合、なお「文書の特定が困難なため」とすることは、合理性を欠くものである。
 - イ 本件において、実施機関は申請却下通知書面の中で、「請求内容から文書の特特定が困難である」として、請求書の補正を電話で求めたとしている。
開示請求書に対し、実施機関が補正を求めることができる要件は、条例第12条第3項に規定する「形式上の不備があると認めるとき」である。
この場合において、個人情報開示請求書の開示請求に係る個人情報の内容欄のどこが「形式上の不備」に該当するとして補正を求めたか、又、その事実を以て示すべきである。本件については、平成29年12月18日、21日及び22日の3日間において、警察本部職員から合計4回の受電記録があるが、その際にも具体的に「形式

上の不備」を指摘して補正を求められた事実はない。

ウ 条例第 12 条第 3 項後段においては、請求人の求めの有無にかかわらず、実施機関は、「補正の参考となる情報」の提供に努めなければならないと規定されているが、そのような補正参考情報も提供された事実はない。

「補正の参考となる情報」は、単なる訓示規定としての努力義務ではなく、請求人の求めの有無にかかわらず努力義務としていることからわかるように「実効性を伴う規定」であることを条例は予定していることは明らかである。

それにもかかわらず、本規定目標を達成するための努力を行わない場合、同条の趣旨に反するものとなり、「実施機関の故意による不法行為」であり、違法となることは、東京高裁平成 19 年判決の判示するところである。

エ 「形式上の不備」のない開示請求申請を受けた実施機関が、条例 13 条各号に規定する非公開情報該当性の有無を審理しないで本件申請を拒否したと認められるから、条例に規定の解釈運用を誤った違法があり、その取り消しを免れない。

オ 本件は、既に、別訴において、「本件請求につき、対象文書の特定がされていたと認められることは、上記 2 で認定説示したとおりである。」とする判決がなされ、確定していることである。

4 実施機関の主張

諮問実施機関の非開示理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 本件処分理由について

島根県個人情報保護条例解釈運用基準において、「形式上の不備とは、請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、その特定が困難である場合も含む。」とされている。

個人情報開示請求書の請求内容から文書の特定が困難であるとして、審査請求人に対し電話により補正を求めたものの審査請求人が応じなかったことから、改めて通知により補正を求めたものであるが、提示した補正期限を過ぎたにも関わらず請求書の補正が行われず、また補正に応じる意思表示もなされなかったことから、当該請求を却下したものである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することであり、条例第 11 条で、具体的に、何人に対しても、公文書に記録されている自己の個人情報について開示を請求する権利を認めている。

開示請求の方法として条例第 12 条第 1 項では、開示請求書に「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」を記載し、実施機関に提出しなければならない旨を規定している。同条第 3 項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ、その場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない旨規定している。

また、開示請求に対する措置については、条例第 17 条で、開示請求があった場合に開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定を行うこと及びその内容

を開示請求者に書面により通知することを実施機関に義務づけており、条例第 18 条では、第 17 条に定める決定は、開示請求があった日から起算して 15 日以内に行ななければならない旨を規定している。

当審査会としては、本件処分の妥当性について、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件請求に係る対象個人情報の特定について

実施機関は、本件開示請求書の請求内容から文書の特定が困難であるとして、審査請求人に補正を求めたものの、提示した補正期限を過ぎたにも関わらず請求書の補正が行われず、また補正に応じる意思表示もなされなかったことから、本件請求を却下したと主張する。

これに対し審査請求人は、本件開示請求書に記載された内容は、文書特定条件を備えており、形式上の不備はない旨を主張している。

よって、当審査会としては、本件開示請求書に記載された内容から、実施機関が本件請求に係る個人情報を特定することが可能であったか否かについて以下検討する。

本件開示請求書に記載された内容は、「平成 29 年 10 月 5 日開催の公安委員会定例会議において、実施機関の構成員として、〇〇公安委員は、『(2) 行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決(案)』の議事において、現場の『職権検証』をしたとされているので、この際の『検証結果記録書』」であり、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の範囲は、観念的には明確であるといえる。

また、審査請求人が審査請求書に添付した実施機関と審査請求人との間で行われた平成 29 年 12 月 18 日からの一連の電話でのやりとりの記録によれば、本件請求の受付後、実施機関の職員が審査請求人に対して、〇〇公安委員による職権検証はされておらず、検証した際の記録はない旨の説明をするも審査請求人がこれに納得せず、公安委員会定例会議の議事から検証結果記録書が存在することを主張し、検証結果記録書に記録されている自己の個人情報の開示を求めていることが認められる。

上記のような状況からすると、審査請求人の主張する特定の公安委員による「職権検証」が実際に行われたかどうかはともかく、審査請求人が本件請求で求めている個人情報は、特定の公安委員による職権検証がされていた場合の検証結果記録書に記録された自己の情報を対象としていることは特定可能であったと解すべきであり、本件請求について、開示請求書に記載された内容では請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であるという形式上の不備があるとは言えないものと認めざるを得ない。

したがって、実施機関は本件請求に係る開示請求書に形式上の不備があることを前提として行った本件処分を取り消し、本件請求の対象となる個人情報を特定した上で、改めて条例の規定により開示決定等をすべきである。

(3) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

(1) 補正手続について

条例第 12 条第 3 項では、実施機関が開示請求書に形式上の不備があると認め、補正を求める場合には、相当の期間を定めて、補正を求めることを規定している。

実施機関は、本件請求の補正手続について、電話により補正を求めたものの審査請求人が応じなかったことから、改めて通知により補正を求めたと説明しているが、これに対して審査請求人は、実施機関との間で電話のやりとりはあったものの、その際に形式上の不備を指摘して補正を求められた事実はないと主張している。

本件補正手続において、仮に実施機関が補正を求める趣旨で審査請求人に電話連絡をしていたとしても、その趣旨が審査請求人に伝わっていない以上、実施機関の対応が適切であったとはいえない。

また、審査請求人が主張するように、実施機関から補正を求められた事実がないということであれば、本件請求受付日から書面による補正の求めまで約2ヶ月要しており、その時点で条例第18条に規定する決定期限を著しく超過している。

今後、実施機関においては、補正手続を実施するにあたって、適切に対応することが望まれる。

(2) 審査会への資料提出について

本件審査請求の審議にあたって、審査会から諮問実施機関に対して相当の期間を定めて資料の提出を依頼したところ、提出期限を大幅に超過して資料の提出がなされた。今後、制度趣旨を十分に理解した上で、迅速かつ適切に対応することが望まれる。

(諮問第37号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年5月18日	諮問実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成31年1月24日	諮問実施機関から非開示理由説明書を受理
平成31年2月1日	審査請求人から意見書を受理
平成31年3月14日 (審査会第1回目)	審議
平成31年4月25日 (審査会第2回目)	審議
令和元年5月13日	審査請求人から意見書を受理
令和元年5月30日 (審査会第3回目)	審議
令和元年6月19日 (審査会第4回目)	審議
令和元年7月5日	島根県個人情報保護審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤 田 達 朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
永 松 正 則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理
木 村 美 斗	行政書士	
桐 山 香代子	弁護士	平成31年4月1日から
マユー あ き	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	
和 久 本 光	弁護士	